

令和8年1月27日
植物防疫所

アラブ首長国連邦におけるウリミバエの発生情報に基づく輸入検疫措置 の実施について

今般、文献調査を実施したところ、アラブ首長国連邦において、特にリスクの高い検疫有害動物として寄主植物の輸入を禁止しているウリミバエ (*Bactrocera cucurbitae*) が発生しているとの情報が新たに得られました。

このため、アラブ首長国連邦に対しては、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の4項で規定されているウリミバエの寄主植物について、検疫証明書の発給停止を要請しました。

なお、諸外国に対しても、令和8年1月26日付けでSPS緊急通報により、我が国が当該寄主植物の輸入を停止する旨を通知済みです。

つきましては、下記1の対象植物については、下記2による対応を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 対象植物

アラブ首長国連邦産のウリミバエの寄主植物（規則別表2の4項で規定されている植物）

2. 輸入検査での措置

令和7年12月24日以降にアラブ首長国連邦が発給した検査証明書を添付した対象植物が輸入された場合、当該植物の廃棄を命ずる。

○ 植物防疫法施行規則別表2

https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2

○ SPS緊急通報（G/SPS/N/JPN/1385）

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/SPS/NJPN1385.pdf&Open=True>